

障害者控除対象者認定書の交付について

⇒ 障害者控除について

高齢者については、所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、身体障害者に準ずる方等として市町村長の要介護認定を受けている方が、障害者控除の対象とされているところです。（所得税及び住民税の課税所得の計算に当たって、所得金額から一定額を控除）

本町では、交付申請のあった対象者について、障害者に準ずると認定した場合、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

⇒ 「障害者控除対象者認定書」認定の対象者及び認定基準

次のいずれにも該当する方で、認定基準を満たす場合、対象となります。

- ・満65歳以上の方（確定申告や年末調整する年の12月31日現在）
- ・寝たきりまたは認知症の方
- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付及び知的障害の認定を受けていない方
- ・本人またはその扶養者が所得税控除等の対象となる方



◆認定基準は次の表のとおりです。

| 区 分 | | 認 定 要 件 | 控 除 額 (1人あたり) | |
|-------|--------------------|----------------------|------------------|------|
| | | | 所得税 | 住民税 |
| 障 害 者 | ・知的障害者（軽度・中度）に準ずる方 | ・要介護度が1以上で、認知症度がⅡ以上 | 27万円 | 26万円 |
| | ・身体障害者（3級～6級）に準ずる方 | ・要介護度が1以上で、寝たきり度がA以上 | | |
| 特別障害者 | ・知的障害者（重度）に準ずる方 | ・要介護度が3以上で、認知症度がⅢ以上 | 40万円 | 30万円 |
| | ・身体障害者（1級・2級）に準ずる方 | ・要介護度が3以上で、寝たきり度がB以上 | | |
| | ・ねたきり高齢者 | ・要介護度が4以上で、寝たきり度がC以上 | | |

【※1】 要介護度のみで一律に判定するものではありません。

【※2】 認定要件にある「認知症度」とは、認知症高齢者の日常自立度判定基準のことをいいます。

【※3】 認定要件にある「寝たきり度」とは、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準のことをいいます。

【※4】 認定書は、平成24年分所得税及び平成25年度道町民税の申告から適用となります。

【※5】 介護保険の要介護度認定を受けている場合は、認定対象者の要介護度認定情報を参考にしますので、本人の同意が必要になります。

⇒ 申請について

【受付期間】…平成24年12月3日(月)から随時受け付けします。

(認定書の交付は平成25年1月からとなります)

【受付場所】…保健福祉課介護保険係

【必要な物】…・申請者及び認定対象者の印かん

・認定要件が確認できない場合は、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。



◎問い合わせ先 保健福祉課介護保険係 ☎ 56-2111 (内線 271)